

福島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

福島市長

木 幡 浩

福島市規則第 13 号

福島市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

福島市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第18条の5第1項中「60日」を「59日」に改める。

別表備考第7項第3号中「又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。